

# 介護職員等特定処遇改善加算にかかわる 情報公開（見える化要件）

## 介護職員等特定処遇改善加算

介護職員の処遇改善につきましては、今までにも何度かの取り組みが行われて来ましたが、令和3(2021)年4月の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」の要件が緩和されました。当該加算を受けるためには、下記の要件を満たしている必要があります。

1. 現行の介護職員処遇改善加算ⅠからⅢを算定していること
2. 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
3. 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

3の「見える化」要件とは、令和2(2020)年度からの算定要件で、介護サービスの情報公開制度や自社のホームページを活用して、新たな加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。以上の要件に基づき、弊社における処遇改善に関する具体的な取組(賃金以外)につきましても、下記の通り公表いたします。

## 加算の取得状況

\* 当法人の加算取得状況につきましてはディサービス蘭をご参照下さい。

## 処遇改善に関する具体的な取り組み内容

賃金以外の処遇改善に関して、以下の取り組みを行っています。

### 入職促進

他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者、経験者・有資格者などにこだわらない幅広い採用の仕組みを構築しています。

## 資質の向上

---

働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症介護実践者研修受講時を積極的に支援しています。また、研修に必要な費用の補助、勤務シフトを考慮し職員が研修や講習に参加しやすい環境を整えています。

## 労働環境・処遇の改善

---

・家庭環境に応じ、希望に沿った勤務シフトや短時間労働を取り入れている。有期契約職員から無期雇用への変更や正規職員への転換を積極的に行っています。

・年次有給休暇取得の推進を積極的に行っています。

・福利厚生制度を充実させ、パーソナルジムと法人契約し、怪我のない体づくり、健康増進を職員に推奨しています。

## その他

---

・業務内で必要な記録物や連絡についてタブレット端末を活用し確実に無駄なく業務が遂行できるよう工夫しています。

・5S活動(整理・整頓・清掃・清潔・躰)の実践として、特に利用者の身だしなみを整える事、使用している様々な介護機器の整備清掃を徹底医する事、施設内を常に清潔保つことをモットーとしています。